

ところが、C男が相続する預貯金は500万円ですから、遺留分を下回っています。

そこで、改正前の民法では、C男がD子に対して「遺留分減殺請求権」を行使すると、A男の公正証書遺言が一部無効になり、その結果、自宅兼店舗はC男とD子の共有になりました(最高裁判決昭和41年7月14日)。

C男か、D子が自宅兼店舗の共有状態を解消するためには共有物分割請求訴訟を提起する必要がありました(最高裁判決平成8年1月26日)。

しかし、Q5のようにA男は自分の事業を円滑に承継させるためにカバン屋に使用する自宅兼店舗をD子に相続させようとしたにもかかわらず、共有になってしまふと、D子は、C男の了解がなければ自宅兼店舗に抵当権を設定することもできません。その結果、A男からD子への円滑な事業承継も損なわれてしまいます。

8.【遺留分侵害額請求権】

そこで、改正相続法においては、遺留分を侵害された者は(Q5ではC男)「遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。」と定め(民法第1046条第1項)、**遺留分に関する権利を行使した場合には金銭債権が生じることに変更しました。**

9.【時効　ー2つの時効に注意ー】

(1) 遺留分侵害額請求権の時効

C男は、遺留分侵害額請求権をこれまでと同様に「相続開始」、すなわちA男の死亡と、「遺留分を侵害する贈与又は遺贈があつたこと」、すなわちA男の遺言を知った時から**1年以内に行使しなければなりません**(民法第1048条前段)。遺言について知らなくても、A男の死亡を知った後10年が過ぎると、遺留分侵害額請求権を行使することができなくなります(民法第1048条後段)。特に裁

判を起こしたりなど形式は要求されていませんが、1年以内に行使したことの証拠を残しておかなければなりません。

(2) 金銭債権の時効

さらにこれまでとは異なり、遺留分侵害額請求権を行使した結果、C男が取得したのは金銭債権ですから、その金銭債権も改正債権法施行前は10年(改正前民法第167条第1項)、**改正債権法施行後(2020年4月1日以後)は5年**を経過すると(改正後の民法第166条第1項第1号)、消滅時効が成立します。

Q6.すぐには支払えない場合

私は兄から遺留分侵害額を支払え、と裁判を起こされました。

私は、父からカバン屋を引き継ぐために、父の自宅兼店舗を相続しましたので、兄の遺留分を侵害していることは分かっています。

しかし、私はお力ネを一切相続していませんので、**今すぐ兄に支払うべきお力ネを用意できません。**

どうしたらいいでしょうか?

A. 裁判所に請求すれば、支払いの猶予が認められます。

－ 説 明 －

10.【期限の付与】

Q6のような事例で、D子が直ちにお力ネを用意するのは大変です。そこで、改正相続法においては、遺贈を受けたり、贈与を受けた者の負担が過大にならないよう、これらの者からの請求に基づいて、裁判所は、その債務の全部あるいは一部について「相当の期限を許与することができる。」と定めました(民法第1047条第5項)。